

各学校長 様
(生協係 様)

島根県学校生活協同組合
専務理事 鳥田 政己

教職員グループ保険制度「スマイル」 新型コロナウイルス感染者に関する「みなし入院」の取扱い変更について

秋涼の候 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より学校生協の事業推進にご高配・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

既に報道にもあるとおり、政府から、①9月26日以降から全国一斉に全数把握を見直すこと、②9月7日以降、感染者（有症状者）の療養期間を10日間から7日間に短縮すること、以上の2点が公表されました。

この政府公表を受け、教職員グループ保険制度「スマイル」においても新型コロナウイルス感染者に関する「みなし入院」の取扱いが別紙のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

なお、「スマイル」以外の各種生命保険における「みなし入院」もほぼ同様の取扱いとなるとのことですが、詳細につきましては、各保険会社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

記

① お支払いする対象者の変更

全数把握の見直しに伴い、9月26日以降、新たに新型コロナウイルス感染症と医師から診断され、医師や保健所の判断により宿泊療養、自宅療養をされた場合の入院給付金・保険金等の取扱い（「みなし入院」による取扱い）については、次の対象者限定となります。

【お支払いする対象者（4類型）】

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬（※）の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方
- ・ 妊婦の方

② お支払対象日数の変更

療養期間の短縮については、既に9月7日から実施されています。ただし、当社の「みなし入院」の入院給付金・保険金等の支払対象日数は、上記①のお支払いする対象者の変更とあわせ、9月26日以降からは次のとおり変更となります。

	新型コロナウイルス感染症の診断年月日が9/25以前	新型コロナウイルス感染症の診断年月日が9/26以降
4類型に非該当	10日分（※）	×（みなし入院に非該当）
4類型に該当	10日分（※）	7日分（※）

（※）保険商品によっては、免責期間等により日数を控除することがあります。

【お問合せ】

島根県学校生活協同組合 TEL 0852-21-3786（担当：柏井）
明治安田生命保険相互会社 TEL 0852-26-6471（担当：秋葉）

以上

(2022年9月9日現在)

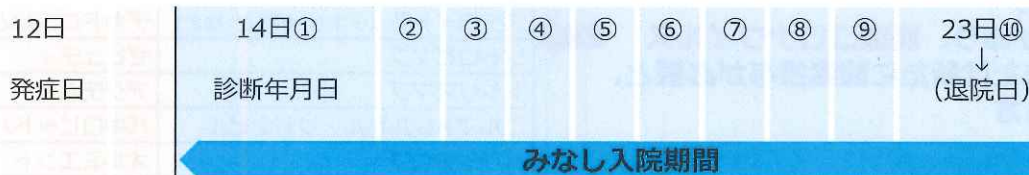
新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」のご請求

【 **2022年9月25日以前** に新型コロナウイルス感染症と診断されたお客さま 】

2022年9月26日以降に診断されたお客さまは裏面をご覧ください

- ◇ 新型コロナウイルス感染症と医師から診断され、保健所等の判断により宿泊療養・自宅療養をされた場合、新型コロナウイルス感染症の診断年月日が**2022年9月25日以前**の場合は、原則、**診断年月日から10日間**、入院したものとみなして取り扱います。

【みなし入院10日間の場合】 下図の事例では、14日～23日を入院したものとみなして取り扱います



※入院給付金のお支払いにあたっては、新型コロナウイルス感染症の診断年月日を入院日として取り扱います。
※みなし入院期間中に入院となった場合は診断年月日から退院日まで入院したものと取り扱います。

ご準備いただく証明書類

□ 「My HER-SYS」をご利用される場合

My HER-SYS療養証明 (画面)

※ 神奈川県・兵庫県、全数把握の見直しをした都道府県（宮城県・茨城県・鳥取県・佐賀県など）の方は「療養証明書」でも請求手続き可能です

□ 「My HER-SYS」をご利用されない場合

以下の3項目がわかる書類をご準備ください

①被保険者氏名 ②診断病名「新型コロナウイルス感染症」 ③医師による診断年月日

※ お手元にある書類の組合せで、①～③を満たせば請求手続き可能です

【例】・医療機関発行の「診療明細書（新型コロナウイルス感染症の治療とわかるもの）」
・「PCR検査・抗原検査の陽性結果（市販の検査キットを除く）」
・「県・保健所等からの陽性診断確定メール」 など

《 お手元の書類で請求手続き可能かご不明な場合は、ご所属の団体保険窓口担当までお問い合わせください 》

▶ 療養期間が11日以上の場合は上記とあわせて、療養期間がわかる保健所等発行のお手元の書類をご提出ください。

【留意事項】

- ▶ 給付金の支払可否はご提出いただいた請求書や証明書類等により判断しますので、現段階でお支払いを確約するものではありません。また、みなし入院の取扱いは今後変更となる場合があります。

(2022年9月9日現在)

新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」のご請求

【**2022年9月26日以降**に新型コロナウイルス感染症と診断されたお客さま】

2022年9月25日以前に診断されたお客さまは表面をご覧ください

- ◇ 新型コロナウイルス感染症と医師から診断され、保健所等の判断により宿泊療養・自宅療養をされた場合、新型コロナウイルス感染症の診断年月日が**2022年9月26日以降**の場合は、以下の「4類型」のいずれかに該当する方に限り、原則、診断年月日から7日間、入院したものとみなして取り扱います。

お支払いの対象となる「4類型」

- ◆ 65歳以上の方
- ◆ 入院を要する方
- ◆ 重症化リスクがあり、**新型コロナウイルス治療薬**の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方
- ◆ 妊婦の方

※入院給付金のお支払いにあたっては、新型コロナウイルス感染症の診断年月日を入院日として取り扱います。

※みなし入院期間中に入院となった場合は診断年月日から退院日まで入院したものと取り扱います。

〔新型コロナウイルス治療薬〕

名称	商品名
カシリビマブ・イムデビマブ	ロナプリーブ
ステロイド薬（デキサメタゾンなど）	デカドロンなど
ソトロビマブ	ゼビュディ
トシリズマブ	アクテムラ
ニルマトレルビル・リトナビル	パキロビッドパック
バリシチニブ	オルミエント
モルヌピラビル	ラゲブリオ
レムデシビル	ベクルリー

(2022年9月9日現在)

ご準備いただく証明書類

☐ 「My HER-SYS」をご利用される場合

My HER-SYS療養証明（画面）

☐ 「My HER-SYS」をご利用されない場合

※お手元の書類で請求手続き可能かご不明な場合は、ご所属の団体保険窓口担当までお問い合わせください

以下の3項目がわかる書類

- ①被保険者氏名
- ②診断病名「新型コロナウイルス感染症」
- ③医師による診断年月日

※ お手元にある書類の組合せで、①～③を満たせば請求手続き可能です
【例】・医療機関発行の「診療明細書（新型コロナウイルス感染症の治療とわかるもの）」
・「PCR検査・抗原検査の陽性結果（市販の検査キットを除く）」
・「県・保健所等からの陽性診断確定メール」 など



入院を要する方	入院の 領収証など
重症化リスクがあり、 新型コロナウイルス 治療薬の投与または 新たに酸素投与が必 要と、医師が判断す る方	診療明細書
妊婦の方	母子手帳など

- ▶ 療養期間が**8日以上**の場合は上記とあわせて、療養期間がわかる保健所等発行のお手元の書類をご提出ください。

【留意事項】

- ▶ 給付金の支払可否はご提出いただいた請求書や証明書類等により判断しますので、現段階でお支払いを確約するものではありません。また、みなし入院の取扱いは今後変更となる場合があります。

明治安田生命

本社 〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-3283-8111（代表）
ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

中国・四国公法人部 法人営業部
〒730-0035
広島県広島市中区本通6-11 明治安田生命広島本通ビル9階
TEL:082-247-6987